木造住宅耐震補強補助事業　補助金申請手続きの流れ

精密耐震診断の結果、やや危険又は危険（総合評点1.0未満）と診断された住宅に、耐震性を向上させるための補強（改修）工事を行う場合、住宅の所有者に補助します。

住宅所有者（設計士・施工業者）	豊丘村

①補強（改修）工事の施工が決定し契約の前に、まず補助金交付申請をしてください

補助の対象となる補強（改修）工事
- 工事後の総合評点が0.7以上であること
- 工事後の総合評点が工事前の総合評点を上回ること

補助金交付申請書（様式第1号）　→　受付・調査・確認

（添付書類）
- 見積書
- S56以前に建築したことを証明する書類
  - ア建築確認通知書　　ウ家屋の登記簿謄本
  - イ家屋の固定資産差税台帳登録証明書
- 診断士による耐震診断報告書　　・耐震補強計画書
- 平面図（補強前後）　　・案内図

補助金交付決定通知書（様式第2号）　→　工事着手

②耐震補強補助事業計画に変更・遅滞等が生じたら、計画変更承認申請・遅滞等報告が必要です

計画変更承認申請書・遅滞等報告（様式第3・5号）　→　受理・審査

計画変更承認通知書・指示書（様式第4・6号）　→　計画変更等

③耐震補強補助事業計画について廃止（中止）する場合は、計画廃止（中止）の届出が必要です

計画廃止（中止）届（様式第7号）　→　受　理

④工事が終了したら、補助金事業実績報告書を提出します

補助金事業実績報告書（様式第8号）　→　受理・審査

（添付書類）
- 工事契約書又は領収書の写し
- 施工箇所毎の施工前、施工中及び完了時の写真
- 建築士の資格を有する者の確認を証するもの

補助金確定通知書（様式第9号）　→　受理

⑤補助金確定通知書を受け取ったら、補助金の交付請求をします

補助金交付請求書（様式第10号）　→　補助金支払

補助金受取